

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について(参考)

★出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※ 発症した日(症状が出た日)は0日目になります。(医師に要確認。)

※ 「症状軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、**解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある**ことを指します。

パターン	出席停止期間	発症後						発症後5日を経過した後		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
パターン1	発症後1日目に 症状軽快した場合	発症	症状 軽快	症状軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止						登校可		
パターン2	発症後2日目に 症状軽快した場合	発症	症状継続	症状 軽快	症状軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止						登校可		
パターン3	発症後3日目に 症状軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状 軽快	症状軽快後 1日目	発症後 5日目			
		出席停止						登校可		
パターン4	発症後4日目に 症状軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状 軽快	症状軽快後 1日目			
		出席停止						登校可		
パターン5	発症後5日目に 症状軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状 軽快	症状軽快後 1日目		
		出席停止						登校可		
パターン6	発症後6日目に 症状軽快した場合	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状 軽快	症状軽快後 1日目	
		出席停止								登校可